

平成 27 年第 2 回荒尾市議会（臨時会）

議案資料

平成27年度地方税制改正に伴う荒尾市税条例等の一部改正の主要内容

改正項目	改正前		改正後		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期
	改正項目	内容	改正項目	内容			
1 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)制度の対象期間の延長	所得税から控除しなかった税額を個人住民税で税額控除する。 (控除限度額) 所得税の課税総所得金額等の7% (最高13,65万円)	居住年の平成26年4月1日から平成29年12月31日まで 適用期限	//	消費税率の引上げ時に伴い、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)制度の対象期間を1年半延長する。	附則第7条の3の2	平成27年度から平成41年度までの個人住民税に適用	平成27年度から平成41年度までの個人住民税に適用
2 ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設	確定申告により寄附金控除が受けられる。	居住年の平成26年4月1日から平成31年6月30日まで 適用期限	確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税(寄附)の控除申請を、寄附先団体が本人に代わって行うことを利用できる。	ふるさと納税の拡充のため	附則第9条、第9条の2	平成27年度から	平成27年度から
3 固定資産税の特例措置			(確定申告を行なう者は、これまでどおり確定申告を通じて控除を受ける。) ※ 所得税控除分相当額を含めて個人住民税から控除する。ただし、5団体を超える地方団体に対する寄附を控除対象とする場合は対象外	地域の実情に応じて判断できよう、地方決定型地方税制特例措置(わがまち特例)を導入し、地方税法で定める特例措置を条例で定める。	附則第10条の第10項	平成27年度から	平成27年度から

改正項目	改正前		改正後		改正の趣旨	市税条例 (関係条項)	適用時期																														
	改正前	改正後	改正前	改正後																																	
4 平成27年度に新規取得した軽4輪等のグリーン化特例	<p>平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた軽4輪等 ＜軽乗用車＞</p> <table border="1"> <tr> <td>税率</td> <td>10,800円</td> <td>6,900円</td> </tr> </table> <p>平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽4輪等 ＜軽乗用車＞</p> <table border="1"> <tr> <td>対象車</td> <td>自家用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>2,700円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>5,400円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> <td>8,100円</td> <td>5,200円</td> </tr> </table> <p>＜軽貨物車＞</p> <table border="1"> <tr> <td>自家用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>1,300円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+35%達成車</td> <td>2,500円</td> <td>1,900円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度燃費基準+15%達成車</td> <td>3,800円</td> <td>2,900円</td> </tr> </table> <p>＜3輪＞</p> <table border="1"> <tr> <td>自家用</td> <td>営業用</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+20%達成車</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成車</td> <td>3,000円</td> </tr> </table>	税率	10,800円	6,900円	対象車	自家用	営業用	電気自動車等	2,700円	1,800円	平成32年度燃費基準+20%達成車	5,400円	3,500円	平成32年度燃費基準達成車	8,100円	5,200円	自家用	営業用	電気自動車等	1,300円	1,000円	平成27年度燃費基準+35%達成車	2,500円	1,900円	平成27年度燃費基準+15%達成車	3,800円	2,900円	自家用	営業用	電気自動車等	1,000円	平成32年度燃費基準+20%達成車	2,000円	平成32年度燃費基準達成車	3,000円	<p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税を軽減する。</p> <p>附則第16条</p> <p>平成28年度</p>	
税率	10,800円	6,900円																																			
対象車	自家用	営業用																																			
電気自動車等	2,700円	1,800円																																			
平成32年度燃費基準+20%達成車	5,400円	3,500円																																			
平成32年度燃費基準達成車	8,100円	5,200円																																			
自家用	営業用																																				
電気自動車等	1,300円	1,000円																																			
平成27年度燃費基準+35%達成車	2,500円	1,900円																																			
平成27年度燃費基準+15%達成車	3,800円	2,900円																																			
自家用	営業用																																				
電気自動車等	1,000円																																				
平成32年度燃費基準+20%達成車	2,000円																																				
平成32年度燃費基準達成車	3,000円																																				

改正項目	改正前		改正後		改正の趣旨 (関係条項)	市税条例 (関係条項)	適用時期
	改正前	改正後	改正後	改正後			
5 旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率の見直し	2,495円／1,000本当たり		特例税率を段階的に廃止 改正実施時期 税率(1,000本当たり) 平成28年4月1日 2,925円 平成29年4月1日 3,355円 平成30年4月1日 4,000円 平成31年4月1日 5,262円		一般の紙巻たばこの税率と整合性を持たせるため	附則第16条の2 平成27年改正条例附則第5条第2項	平成28年度から
6 2輪車に係る税率の引上げ時期の延期		平成27年度 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 ミニカー 1,600円 ミニカー 2,500円 2輪の軽自動車 (125cc超250cc以下) 3,600円 2輪の小型自動車(250cc超) 6,000円 農耕用 4,000円 その他の特殊作業用) 5,900円	平成28年度 1,000円 1,200円 2,400円 3,700円 2,400円 4,000円 1,600円 4,700円	軽4輪等のグリーン化特例とのバランスを考慮し、税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期する。	平成26年改正条例第1条、第4条	平成27年度から	

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

平成27年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険税の賦課限度額、減額基準及び施行期日の一部について改正が行われたため、それに伴い荒尾市国民健康保険税条例について所要の改正を行うもの。

国民健康保険税の賦課限度額の引上げ

区分	現行	改正後
基礎賦課分(医療給付費等分)	51万円	52万円
後期高齢者支援金等賦課分	16万円	17万円
介護納付金賦課分	14万円	16万円
合計	81万円	85万円

国民健康保険税の減額対象の拡大

区分	現 行	改 正 後
7割軽減世帯	所得合計額≤33万円	同左
5割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>24</u> 万5千円	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>26</u> 万円
2割軽減世帯	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>45</u> 万円	所得合計額≤33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)× <u>47</u> 万円

(注)

所得合計額：地方税法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額

特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行したことにより国保の資格を喪失した者で、国保資格喪失日以後も引き続き同じ世帯に属するもの

施行期日の一部改正

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年条例39号)による荒尾市国民健康保険税条例附則第15項の改正のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分については、施行期日を平成28年1月1日施行とする。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例 新旧対照表

(課税額)	現 行	改 正 後
第2条 略		(課税額)
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>51万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。	2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52万円</u> を超える場合には、基礎課税額は、 <u>52万円</u> とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>16万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。	3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>17万円</u> とする。
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税額（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>14万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>14万円</u> とする。	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。	4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16万円</u> を超える場合には、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。
		(国民健康保険税の減額)
		第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及ビロに掲げる場合には、 <u>52万円</u> ）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及ビニに掲げる額を減額して得た額が <u>52万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>17万円</u> を超える場合には、 <u>17万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>16万円</u> を超える場合には、 <u>16万円</u> ）の

現 行	改 正	後
合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>24万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ヘ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>45万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ヘ 略	合算額とする。 (1) 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>26万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） イ～ヘ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>47万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） イ～ヘ 略	

- 附 則**
(施行期日)
- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(適用区分)
 - 改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
(荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)
 - 荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第39号）の一部を次のように改正する。
附則第1項に次のただし書を加える。
ただし、附則第15項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

平成26年度荒尾市一般会計補正予算（第7号）資料

1 岁入歳出予算補正

(単位:千円)

款	事業名	事業費	左 の 財 源 内 訳			説 明 (積算の基礎等)	
			特 定 財 源		一般財源		
			国県支出金	地 方 債			
2 総務費	基金費（財政課）	261,655			261,655	□公債費残高の増加への対応 ・減債基金積立金 261,655	
	2款計	261,655			261,655		
	補正額計	261,655			261,655	一般財源 ・配当割交付金 22,074 ・株式等譲渡所得割交付金 26,991 ・地方消費税交付金 58,127 ・特別交付税 154,463	
	補正前の額	22,210,861	7,133,132	694,100	1,264,555	13,119,074	
	合 計	22,472,516	7,133,132	694,100	1,264,555	13,380,729	

地域密着型サービスの基準等を定めた条例の改正について

1 条例改正の経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、これまで国の省令で一律に規定されていた地域密着型サービスに関する基準等を市の条例で整備することとされたため、平成25年に地域密着型サービスに関する諸条例の整備を行いました。今回、地域密着型サービスに関する基準等の省令が改正されたため、同省令に準じて市条例の一部の改正を行います。

2 改正する条例について

次の2つの条例について改正を行います。

- (1) 荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

3 主な改正内容

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・人員に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (2) 認知症対応型通所介護
 - ・基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。
 - ・運営に関する基準に事故発生時の対応を追加
- (3) 小規模多機能型居宅介護
 - ・人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (4) 認知症対応型共同生活介護
 - ・人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (5) 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - ・人員に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (6) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ・人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (7) 複合型サービス
 - ・複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改める。
 - ・基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護
 - ・人員及び設備に関する基準、運営に関する基準を改める。
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を改める。
- (3) 介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ・基本方針、設備に関する基準、運営に関する基準を改める。

4 条例委任の際の基準

国から示された次の3つの基準の区分に従い条例の改正を行います。

各基準について

基準名	基準内容
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

5 荒尾市の基準について

荒尾市では、国省令に準じて条例を改正します。

ただし、荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例については、現在の事業運営状況を踏まえ、一部国省令と異なる基準を設けます。

異なる基準（事故発生時の対応）

指定地域密着型サービスの事故報告について、国の基準では、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないとなっていますが、事故報告書として、市に提出させるのが望ましいことから、事故報告書の提出も事業者に義務づけるよう条例に規定します。

対照表

厚生労働省令	条例案
(事故発生時の対応) 第59条の2第2項 <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録しなければならない。</u></p>	(事故発生時の対応) 第78条の2第2項 <p>指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について<u>記録するとともに、市に報告しなければならない。</u></p>

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

目次	現 行	改 正	後
第 9 章 <u>複合型サービス</u> 第 1 節 基本方針（第190条） 第 2 節 人員に関する基準（第191条—第193条） 第 3 節 設備に関する基準（第194条・第195条） 第 4 節 運営に関する基準（第196条—第202条） 略	略	略	略
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第 6 条 略	第 6 条 略 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)	第 6 条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもつて充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者又は熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方針の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上的業務に3年以上従事した経験を有する者をもつて充てることができる。	3・4 略
第 9 章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> 第 1 節 基本方針（第190条） 第 2 節 人員に関する基準（第191条—第193条） 第 3 節 設備に関する基準（第194条・第195条） 第 4 節 運営に関する基準（第196条—第202条） 略	第 9 章 <u>看護小規模多機能型居宅介護</u> 第 1 節 基本方針（第190条） 第 2 節 人員に関する基準（第191条—第193条） 第 3 節 設備に関する基準（第194条・第195条） 第 4 節 運営に関する基準（第196条—第202条） 略	第 6 条 略 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス省令」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもつて充てなければならぬ。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者又は熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方針の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に3年以上的業務に3年以上従事した経験を有する者をもつて充てができる。	3・4 略

現 行	改 正 後
<p>5 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業所</u>に次の各号に掲げ るいづれかの施設等が<u>併設されてい</u>る場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間ににおいて、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第1項、<u>第82条第6項第1号</u>、第83条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項第2号において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項第3号</u>において同じ。）</p> <p>(8) 指定複合型サービス事業所（第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>6～12 略</p>	<p>5 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内</u>に次の各号に掲げるいづれかの施設等が<u>ある場合</u>において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間ににおいて、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業所</u>（第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第64条第1項、第65条第3項及び第84条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び第82条第6項において同じ。）</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設（第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第64条第1項、第65条第1項及び<u>第82条第6項</u>において同じ。）</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。）</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>6～12 略</p>
<p>(指定定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針</u>)</p> <p>第23条 略</p>	<p>(指定定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護の基本取扱方針</u>)</p> <p>第23条 略</p>
<p>2 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業者</u>は、自らその提供する指定定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護の質の評価を行うとともに</u>、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p>	<p>2 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業者</u>は、自らその提供する指定定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第32条 略</p>
<p>2 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業者</u>は、指定定期巡回・<u>定期巡回</u>・<u>随时巡回</u>を行なう。</p>	<p>2 指定期巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護事業者</u>は、指定定期巡回・<u>定期巡回</u>・<u>随时巡回</u>を行なう。</p>

現 行	改 正	後
<p>隨時対応型訪問介護事業所の定期巡回・当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、適切に構築しておらず、他の指定訪問介護事業所又は<u>指定夜間対応型訪問介護事業所</u>（以下この項において「<u>指定訪問介護事業所等</u>」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認めることで、定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該指定訪問介護事業所等の從業者に行わせることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>随时対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随时対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所が、適切に構築しており、他の指定訪問介護事業所、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所</u>（以下この項において「<u>指定訪問介護事業所等</u>」といふ。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認めることで、定期巡回・随时対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該指定訪問介護事業所等の從業者に行わせることができるものと規定する。</p> <p>3・4 略</p>	<p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「<u>指定認知症対応型通所介護</u>」といふ。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その認知症（法第5条の2に規定する認知症をいふ。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>（設備及び備品等）</p> <p>第63条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併</p>

現 行	改 正 後
4 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定するものとみなすことができる。	5 単独型・併設型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> 、 <u>指定地城密着型特定施設</u> 又は <u>指定地城密着型介護老人福祉施設</u> ごとに1日当たり3人以下とする。（利用定員等）	65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u> においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、 <u>指定地域密着型特定施設</u> ごとに1日当たり3人以下とする。
2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 <u>指定居宅サービス</u> （法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、 <u>指定地域密着型サービス</u> 、 <u>指定居宅介護支援</u> （法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、 <u>指定介護予防サービス</u> （法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、 <u>指定介護予防サービス</u> （法第54条の2第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）若しくは <u>指定介護予防支援</u> （法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第82条第7項において「指	2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、 <u>指定居宅サービス</u> （法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、 <u>以下同じ。</u> ）、 <u>指定地域密着型サービス</u> 、 <u>指定居宅介護支援</u> （法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、 <u>以下同じ。</u> ）、 <u>指定介護予防サービス</u> （法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、 <u>以下同じ。</u> ）、 <u>指定介護予防サービス</u> （法第54条の2第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。）若しくは <u>指定介護予防支援</u> （法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保

現 行	改 正 後
定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。	<p>「指定居宅サービス等」以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項において「指定居宅サービス等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(事故発生時の対応)</p> <p>第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故及び事故に際して採った処置について記録するとともに、市に報告しなければならない。</p> <p>3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が、前項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p>第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条及び第53条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合における</p>

現 行	改 正 後						
<p>の場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型訪問介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p>	<p>いて、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」とある、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p>						
<p>第82条 略 2～5</p> <p>6 指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていふときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <p>(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</p>	<p>次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていふときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>第82条 略 2～5</td><td>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていふときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</td></tr> <tr> <td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</td><td>当該認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</td></tr> <tr> <td>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</td><td>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行いう事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護看護師又は准看護師</td></tr> </table>	第82条 略 2～5	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていふときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行いう事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護看護師又は准看護師
第82条 略 2～5	6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いていふときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。						
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)						
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行いう事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護看護師又は准看護師						

現	行	改	正	後			
場合	護老人福祉施設又は介護老人保健施設						
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業に関する事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る支援を行なうもの（以下「本体事業所」という。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められることはできる。	7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業に関する事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る支援を行なうもの（以下「本体事業所」という。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められることはできる。	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。	9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。	9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護従業者の処遇が適切に行われると認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。	10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われる認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。	10 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われる認められるとときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う業者を置かないとができる。

現 行	改 正	後
宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	宅介護事業所に併設する第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる場合の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	11～13 略
(管理者)	(管理者)	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項各号に掲げる施設等の職務若しくは同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護事業者が、指定訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行つてゐる場合には、これらの事業に係る職務を含む。) に従事することができる。
11～13 略	第83条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の職務が併設されている場合の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護事業所の職務(当該指定定期巡回・隨時対応型訪問介護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行つてゐる場合には、これらの事業に係る職務を含む。) 若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。) に従事することができる。	2 略 3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第192条第2項及び第193条において同じ。)として2項、第112条、第192条第2項に従事する者であつて、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働省令第20条の2に規定する老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者で

現 行	改 正 後
大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。	あって、指定地域密着型サービス省令第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。
(登録員及び利用定員)	(登録員及び利用定員)
第85条 指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第47条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、 <u>25人</u> (サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、 <u>18人</u>)以下とする。	<p>(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第47条第1項に規定する登録者の数の合計数)の上限をいう。以下この章において同じ。)は、<u>29人</u>(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、<u>18人</u>)以下とする。</p> <p>2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通りサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 通りサービス 登録員の2分の1から15人(登録員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、登録員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、<u>12人</u>)まで</p>
(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)	(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)
第91条 略	第91条 略
2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の	2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、

現 行	改 正	後
者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	常にその改善を図らなければならない。	
(居住機能を担う併設施設等への入居) 第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が <u>第82条第6項各号</u> に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	(居住機能を担う併設施設等への入居) 第106条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が <u>第82条第6項</u> に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
2・3 略 (従業者の員数)	2・3 略 (従業者の員数)	2・3 略 (従業者の員数)
第110条 略	第110条 略	第110条 略
4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所に、指定小規模多機能型サービス事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いていき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にいるときは、当該指定複合型サービス事業所を満たす看護従業者は、当該指定複合型サービス従業者は、当該指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。	4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いていき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にいるときは、当該指定複合型サービス事業所を満たす看護従業者は、当該指定複合型サービス従業者は、当該指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。	4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いていき、又は第191条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にいるときは、当該指定複合型サービス事業所を満たす看護従業者は、当該指定複合型サービス従業者は、当該指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。
5・6 略	5・6 略	5・6 略
7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待する場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かなければできない。	7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待する場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かなければできない。	7 第5項の計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待する場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かなければできない。
8～10 略		

現 行	改 正	後
(管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。	2 略 2 2 略	(管理者) 第111条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
(管理者) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。	2 ～ 7 略 2 ～ 7 略	(管理者) 第113条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。 <u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他の地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u>
(管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	2 ～ 8 略 2 ～ 8 略	(管理者による管理) 第121条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であつてはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。
(従業者の員数) 第130条 略 2 ～ 8 略	2 ～ 8 略 2 ～ 8 略	(従業者の員数) 第130条 略 2 ～ 8 略 9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者的人員に関する基準

現 行	改 正	後
<p>を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定複合型サービス事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>複合型サービス従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所は<u>指定複合型サービス事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定複合型サービス事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められると認められると認められるときは、これを置かなければ適切に行われると認められると認められるところである。</p> <p>(管理者)</p>	<p>に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に定める<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の人員に関する基準を満たす<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の職務に従事することができる。</p> <p>10 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u>の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められると認められると認められるときは、これを置かなければ適切に行われると認められるところである。</p> <p>(管理者)</p>	<p>第131条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事することができる。</p> <p>(法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意)</p> <p>第135条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである<u>指定地域密着型特定施設</u>において指定地域密着型特定施設入居者生活介護(利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。)を提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p>

現 行	改 正	後
第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(8) 略 (9) 施行規則第65条の4第4号に規定する書類	第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(8) 略 削る。	第148条 略 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(8) 略 削る。
第151条 略 2・3 略	第151条 略 2・3 略	第151条 略 2・3 略
4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下の同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならないことができる。	4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下の同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならないことができる。	4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第2項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならないことができる。
5～7 略	5～7 略	5～7 略
8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かなければならないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2)・(3) 略	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければならないことができる。 (1) 指定介護老人福祉施設 又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員 (2)・(3) 略	8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければならないことができる。

	現 行	改 正 後
9～11	略	9～11 略
12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等基準条例第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）第132条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	
13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行いう事業所（以下同じ。）若しくは指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所介護事業所が併設される場合第1項に規定する併設型指定介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行いう事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行いう事業所若しくは指定地城密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型介護予防認知症対応型通所介護の事業を行いう事業所が併設される場合は、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地城密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	
14 略	14 略	14 略
15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	15 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護老人福祉施設の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められることは、これを置かなければなりません。	

現 行	改 正 後
16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、 <u>指定複合型サービス事業所</u> 又は指定介護予防多機能型居宅介護事業所（以下「 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u> 」と称す。）が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。	16 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> 又は指定介護予防多機能型居宅介護事業所（以下「 <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u> 」と称す。）が併設される場合には、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第82条若しくは第191条又は第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。
17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかるわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。	17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合には、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合において、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかるわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。
第152条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するためには医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入所者を診療するためには、医務室を必要とせ	2 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するためには医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせ

現 行	改 正 後
薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。 (7)～(9) 略 3 略	ず、入所者を診療するたために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。 (7)～(9) 略 3 略
(記録の整備)	(記録の整備)
第176条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録	第176条 略 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 (1)～(6) 略 (7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
(設備)	(設備)
第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としてあるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けるものとする。	第180条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略 (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所としてあるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は <u>指定地域密着型介護老人福祉施設</u> であるサテライト型居住施設については、医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けるものとする。
第9章 複合型サービス	第9章 看護小規模多機能型居宅介護
第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定す	第190条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定す

現 行	改 正	後
る小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	事業は、指定居宅サービス等基準条例第64条に規定する訪問看護の基本方針及び第81条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。	
(従業者の員数等)	(従業者の員数等)	<p>第191条 指定複合型サービスの事業を行う者(以下「指定複合型サービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定複合型サービス事業所」という。)ごとに置くべき指定複合型サービス従業者」という。)の提供に当たる従業者(以下「複合型サービス従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、常勤換算方法にて、通いサービス(登録者(指定複合型サービス従業者に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定複合型サービス事業所に登録をして行う指定複合型サービス事業を登録をを受けた者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(複合型サービス)が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う複合型サービス(本体事業所である指定複合型サービス事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(本体事業所における勤務(宿直勤務を除く。)を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定複合型サービスの提供に当たる複合型サービス従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に必要な数以上とする。</p> <p>第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録をして行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)の提供に当たる従業者(以下「複合型サービス従業者」という。)の員数を増すごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(本体事業所における勤務(宿直勤務を除く。)を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に必要な数以上とする。</p>

現 行	改 正 後
3 第1項の複合型サービス従業者(うち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。) 4 第1項の複合型サービス従業者(うち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。)	3 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。 4 第1項の看護小規模多機能型居宅介護従業者(うち、常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)でなければならない。)
5 略	5 略
6 宿泊サービス(登録者を指定複合型サービス事業所に宿泊させて行う指定複合型サービス事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者が心身の状況を当該登録者を当該登録者を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者に対して訪問サービスを提供するためには、第1項の規定にかかるわらず、深夜及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間の勤務並びに宿直勤務に当たる複合型サービス従業者を置かなければならないことができる。	6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係るサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う複合型サービスを含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するためには、第1項の規定にかかるわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かなければならないことができる。
7 指定複合型サービス事業所に次の各号のいづれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員を満たす複合型サービス従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該複合型サービス従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいづれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
8 指定複合型サービス事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該指定複合型サービス事業所の職務に障害がない場合は、当該指定複合型サービス事業所の職務に障害がない場合は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規	8 (1)～(4) 略 8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら從事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該指定看護小規

現 行	改 正 後
従事し、又は当該 <u>指定複合型サービス事業所</u> に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	<u>模多機能型居宅介護事業所</u> の他の職務に従事し、又は当該 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
9 略	9 略
10 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、 <u>指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合に、<u>指定複合型サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>により同条第4項の規定による基準を満たすとときは(同条第4項の規定による基準を満たしているものとみなされている場合に、<u>指定複合型サービス第6条第12項</u>の規定による基準を満たしているものとみなされているとときは、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしていけるものとみなすことができる。</u>	10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「 <u>指定複合型サービス</u> 」といふ。)の事業を受け、かつ、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>により同条第4項の規定による基準を満たすとき(同条第4項の規定による基準を満たしているものとみなされている場合に、<u>指定複合型サービス第6条第12項</u>の規定による基準を満たしているとときは、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)</u>
11 指定複合型サービス事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、 <u>指定複合型サービスの事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定複合型サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>により同条第4項の規定による基準を満たすとときは(同条第4項の規定による基準を満たしているものとみなされている場合に、<u>指定複合型サービス第6条第12項</u>の規定による基準を満たしているものとみなされているとときは、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしていけるものとみなすことができる。</u>	11 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「 <u>指定複合型サービス</u> 」といふ。)の事業を受け、かつ、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>により同条第4項の規定による基準を満たすとき(同条第4項の規定による基準を満たしているものとみなされている場合に、<u>指定複合型サービス第6条第12項</u>の規定による基準を満たしているとときは、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。)</u>
12 略	12 略
13 指定複合型サービス事業者は、 <u>指定複合型サービス事業所</u> ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、 <u>指定複合型サービス事業所</u> の管理上支障がない場合は、当該 <u>指定複合型サービス事業所</u> の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該 <u>指定複合型サービス事業所</u> に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	13 指定複合型サービス事業者は、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者</u> は、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の管理上支障がない場合は、当該 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
14 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護	14 指定複合型サービス事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護

現 行	改 正	後								
<p>定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第194条 指定複合型サービス事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>25人</u>以下とする。</p>	<p>事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行なう事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス省令第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。</p> <p>(登録定員及び利用定員)</p> <p>第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を<u>29人</u>以下とする。</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定複合型サービスにおけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで</p> <p>(2) 略</p>								
<p>2 指定複合型サービス事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員(当該指定複合型サービス事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。)を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人まで</p> <p>(2) 略</p>	<p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員まで</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">登録定員</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">利用定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>26人</u>又は<u>27人</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>16人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>28人</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>17人</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>29人</u></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>18人</u></td> </tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	<u>26人</u> 又は <u>27人</u>	<u>16人</u>	<u>28人</u>	<u>17人</u>	<u>29人</u>	<u>18人</u>	<p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該</p> <p>(設備及び備品等)</p> <p>第195条 指定複合型サービス事業所は、居間、食堂、宿泊室、浴室、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定複合型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならぬ。</p> <p>2 前項に掲げる設備のうち、次の各号に掲げる施設の基準は、当該</p>
登録定員	利用定員									
<u>26人</u> 又は <u>27人</u>	<u>16人</u>									
<u>28人</u>	<u>17人</u>									
<u>29人</u>	<u>18人</u>									

現 行	改 正	後
各号に定めるとおりとする。	各号に定めるとおりとする。	
(1) 略 (2) 宿泊室 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、 <u>指定複合型サービス事業所</u> が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができます。	(1) 略 (2) 宿泊室 ア 一の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 イ 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u> が病院又は診療所である場合であつて定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができます。	
ウ・エ 略	ウ・エ 略	
3 第1項に掲げる設備は、専ら当該 <u>指定複合型サービス</u> の事業の用に供するものでなければならない。ただし、 <u>利用者に対する指定複合型サービス</u> の提供に支障がない場合は、この限りでない。	3 第1項に掲げる設備は、専ら当該 <u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の事業の用に供するものでなければならない。ただし、 <u>利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の提供に支障がない場合は、この限りでない。	
4 指定複合型サービス事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようになければならない。	4 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようになければならない。	
(<u>指定複合型サービス</u> の基本取扱方針)	(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の基本取扱方針)	
第196条 指定複合型サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわなければならない。	第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行なわなければならない。	
2 指定複合型サービス事業者は、自らその提供する <u>指定複合型サービス</u> の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	2 指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	
(<u>指定複合型サービス</u> の具体的取扱方針)	(<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u> の具体的取扱方針)	
第197条 指定複合型サービスの方針は、次に掲げるとこころによるとする。	第197条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるとこころによるものとする。	
(1) 指定複合型サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を	(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地	

現 行	改 正	後
<p>継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定複合型</u>サービスは、利用者一人一人の人格がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活ができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定複合型</u>サービスの提供に当たっては、<u>複合型サービス計画</u>に基づき、漫然かつ画一的に、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行なうものとする。</p> <p>(4) <u>複合型</u>サービス従業者は、<u>指定複合型</u>サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行なうこととし、利用者又はその家族に対する他のサービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行なうものとする。</p> <p>(5) <u>指定複合型</u>サービス事業者は、<u>指定複合型</u>サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除くたまでは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するべきである。</p> <p>(6) <u>指定複合型</u>サービス事業者は、前号の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定複合型</u>サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。</p> <p>(8) <u>指定複合型</u>サービス事業者は、登録者が通いサービスを利用してない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p>	<p>城での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。</p> <p>(2) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。</p> <p>(3) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>の提供に当たっては、<u>小規模多機能型住宅介護計画</u>に基づき、漫然かつ画一的にならぬよう、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行なうものとする。</p> <p>(4) <u>看護小規模多機能型住宅介護</u>従業者は、<u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうこととし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすいように説明又は必要に応じた指導を行なうものとする。</p> <p>(5) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>事業者は、<u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行なわない。</p> <p>(6) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>事業者は、前号の身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>(7) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであつてはならない。</p> <p>(8) <u>指定看護小規模多機能型住宅介護</u>事業者は、登録者が通いサービスを利用してない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。</p>	

現 行	改 正 後
<p>(9) 看護サービス（<u>指定複合型サービス</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。）が利用者に対しして同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び<u>複合型サービス計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10) • (11) 略</p> <p>（主治の医師との関係）</p> <p>第198条 指定複合型サービス事業所の常勤の保健師又は医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定複合型サービス事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならぬ。</p>	<p>(9) 看護サービス（<u>指定看護小規模多機能型居宅介護</u>のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対しして行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。）が利用者において同じ。）の提供に当たっては、<u>主治の医師と</u>の密接な連携により、及び<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。</p> <p>(10) • (11) 略</p> <p>（主治の医師との関係）</p> <p>第198条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。</p> <p>2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。</p> <p>3 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に<u>看護小規模多機能型居宅介護計画</u>及び<u>看護小規模多機能型居宅介護報告書</u>を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定複合型サービス事業所が病院又は診療所である場合は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示及び前項の<u>複合型サービス報告書</u>の提出は、診療記録への記載をもつて代えることができる。</p> <p>（複合型サービス計画及び<u>複合型サービス報告書</u>の作成）</p>
<p>第199条 指定複合型サービス事業所の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に<u>複合型サービス報告書</u>の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小</p>	<p>第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に<u>複合型サービス計画</u>の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第9項において同じ。）に看護小</p>

現 行	改 正 後
する業務を担当させるものとする。	規模多機能型住宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。
2 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。	2 介護支援専門員は、看護小規模多機能型住宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。
3 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。	3 介護支援専門員は、看護小規模多機能型住宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるよう努めなければならない。
4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の複合型サービス従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を作成する。複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘査し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。	4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型住宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を作成する。複合型サービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘査し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。
5 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。	5 介護支援専門員は、看護小規模多機能型住宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
6 介護支援専門員は、複合型サービス計画を作成した際には、当該複合型サービス計画を利用者に交付しなければならない。	6 介護支援専門員は、看護小規模多機能型住宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型住宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
7 介護支援専門員は、複合型サービス計画の作成後においても、常に複合型サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて複合型サービス計画の変更を行うものとする。	7 介護支援専門員は、看護小規模多機能型住宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型住宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型住宅介護計画の変更を行うものとする。
8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する複合型サービス計画の変更について準用する。	8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型住宅介護計画の変更について準用する。
9 看護師等は、訪問日、提供了看護内容等を記載した複合型サービス報告書を作成しなければならない。	9 看護師等は、訪問日、提供了看護内容等を記載した看護小規模多機能型住宅介護報告書を作成しなければならない。
10 前条第4項の規定は、複合型サービス報告書の作成について準用	10 前条第4項の規定は、看護小規模多機能型住宅介護報告書の作成

現 行	改 正 後
<p>巡回・<u>隨時対応型訪問介護看護従業者</u>とあり、並びに第74条第3項中「<u>認知症対応型通所介護従業者</u>」とあり、並びに第97条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>複合型サービス従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項各号</u>」とあるのは「<u>第191条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>業者」と、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに第97条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「<u>看護小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第106条中「<u>第82条第6項</u>」とあるのは「<u>第191条第7項各号</u>」と読み替えるものとする。</p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表

	現 行	改 正	後
(定義)	(定義)	(定義)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。
(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。	(1) 地域密着型介護予防サービス事業者 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。	(2)～(6) 略	(2)～(6) 略
(設備及び備品等)	(設備及び備品等)	第7条 略 2・3 略	前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。
第7条 略 2・3	4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市に届け出るものとする。	5 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	4 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定地域密着型サービス基準条例第63条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
(従業者の員数)	(従業者の員数)	第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知	第8条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第71条第1項に規定する指定介護予防認知

現 行	改 正 後	
<p>症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域密着型サービス基準条例第129条第1項に規定する指定地域密着型特定施設(指定地域密着型特定施設をいふ。)若しくは指定地域密着型サービス基準条例第44条第6項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)次条及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護」(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「公用型通所介護事業者」という。)が当該事業を運営する事業所(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該共用型通所介護事業者(指定地城密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する公用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、公用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と公用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する公用型指定認知症対応型通所介護をいふ。)の事業とが同一の事業所における公用型指定認知症対応型通所介護をいふ。以下同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>	<p>症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。) の居間若しくは食堂又は指定地域密着型サービス基準条例第129条第6項に規定する指定地域密着型特定施設(指定地域密着型特定施設をいふ。)若しくは指定地域密着型サービス基準条例第44条第6項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第150条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。)次条及び第44条第6項において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これららの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護」(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「公用型通所介護事業者」という。)が当該事業を運営する事業所(以下「公用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該共用型通所介護事業者(指定地城密着型サービス基準条例第64条第1項に規定する公用型指定認知症対応型通所介護事業者をいふ。)の指定を併せて受け、かつ、公用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と公用型指定認知症対応型通所介護(同項に規定する公用型指定認知症対応型通所介護をいふ。)の事業とが同一の事業所における公用型指定認知症対応型通所介護をいふ。以下同じ。)の数を合計した数について、第71条又は指定地域密着型サービス基準条例第110条、第130条若しくは第151条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p>	2 略
<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同</p>	<p>(利用定員等)</p> <p>第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同</p>	2 略

現 行	改 正 後
<p>時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が、指定認知症対応型共同生活介護事業所、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>、<u>指定地域密着型特定施設</u>又は<u>指定地城密着型介護老人福祉施設</u>ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス</u>（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、<u>指定地域密着型サービス</u>（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、<u>指定居宅介護支援</u>（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、<u>指定介護予防支援</u>（法第53条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、<u>指定居宅介護支援をいう。）、<u>指定居宅介護予防支援</u>（法第58条第1項に規定する指定居宅介護予防支援をいう。）、<u>指定介護予防支援</u>（法第53条第24項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は<u>介護保険施設</u>（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項第4号において同じ。）の運営（同条第7項において「<u>指定居宅サービス事業等</u>」といいう。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p>	<p>時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>又は<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所</u>においては<u>共同生活住居</u>（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を當るべき住居をいう。）ごとに、<u>指定地域密着型特定施設</u>又は<u>指定地城密着型介護老人福祉施設</u>においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、<u>指定居宅サービス</u>（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。）、<u>指定地域密着型サービス</u>（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、<u>指定居宅介護支援</u>（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、<u>指定介護予防支援</u>（法第53条第1項に規定する指定居宅介護予防支援をいう。）、<u>指定介護予防支援</u>（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）、<u>指定居宅介護支援をいう。）、<u>指定居宅介護予防支援</u>（法第53条第24項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は<u>介護保険施設</u>（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは<u>指定介護療養型医療施設</u>（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。）の運営（同条第7項において「<u>指定居宅サービス事業等</u>」といいう。）について3年以上の経験を有する者でなければならない。</u></p>
<p>（事故発生時の対応）</p> <p>第37条 略 2・3 略</p>	<p>（事故発生時の対応）</p> <p>第37条 略 2・3 略</p> <p>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</p>

(従業者の員数等)	現 行	改 正 後
第44条 略 2～5 略 6 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいづれかの施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に置くほどの基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を従業者とし、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することは、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	(従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を従業者とし、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。	(従業者の員数等) 第44条 略 2～5 略 6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を従業者とし、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合
(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所 (2) 指定地域密着型特定施設 (3) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (4) 指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
	看護職員	看護師又は准看護師
	老人保健施設	老人保健施設
		7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に

現 行	改 正 後
関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定複合型サービス事業所（同項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。）であつて当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められることは、1人以上とすることはできる。	関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められることは、1人以上とすることはできる。
8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められることは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護従業者を置かなければならないこととする。	8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所においては、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われるとして認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護従業者を置かなければならないこととする。
9 略	9 略
10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者	10 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならぬ。ただし、当該介護支援専門員は、利用者

現 行	改 正 後
の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型住宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型住宅介護事業所に併設する第6項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。	の処遇に支障がない場合は、当該介護予防小規模多機能型住宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型住宅介護事業所に併設する第6項の表當該指定介護予防小規模多機能型住宅介護事業所に中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。
11～13 略	11～13 略 (管理者)

現 行	改 正	後
<p>2 略</p> <p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2）に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。</u>次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型介護予防サービス省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）に従事することができる。</p>	<p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2）に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（<u>指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。</u>次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型介護予防サービス省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2）に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項及び第73条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型介護予防サービス省令第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定めた研修を修了しているものでなければならない。</p>	<p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と一体的に運営されている居宅介護の事業とが同一の事業所において登録者の数及び登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>25人</u>（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）</p>	<p>（登録定員及び利用定員）</p> <p>第47条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において登録者の数及び登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を<u>29人</u>（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）</p>

現 行	改 正	後								
<p>を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</p>	<p>を定めるものとする。</p> <p>(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）まで</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録定員</th><th>利用定員</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr> <tr> <td>28人</td><td>17人</td></tr> <tr> <td>29人</td><td>18人</td></tr> </tbody> </table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人	<p>(2) 略</p> <p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(準用)</p>
登録定員	利用定員									
26人又は27人	16人									
28人	17人									
29人	18人									
<p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>(居住機能を担う併設施設等への入居)</p> <p>第63条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第44条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>第65条 第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条、第28条及び第31条から第38条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について、第11条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第57条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第26条第2項中「この節」と、第26条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「第3章第4節」と、第28条第3項及び第32条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)</p>								

現 行	改 正 後
とあるのは「介護従業者」と、第56条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、「介護認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。	とあるのは「介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「介護小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」と、「介護認知症対応型共同生活介護事業者」と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

- 46 -

平成27年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）資料

【歳入】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
11款 諸収入	雑入	171,003	191,187	362,190	繰上充用のための増額
	その他	9,200	0	9,200	
	計	180,203	191,187	371,390	
その他		9,116,457	0	9,116,457	
歳入合計		9,296,660	191,187	9,487,847	

【歳出】

(単位：千円)

区分		補正前の額	補正額	補正後の額	補正の理由
13款 前年度繰上充用金	前年度繰上充用金	0	191,187	191,187	繰上充用のための増額
その他		9,296,660	0	9,296,660	
歳出合計		9,296,660	191,187	9,487,847	

平成26年度荒尾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算見込額

【歳入】

(単位：千円)

区分	予算額	決算見込額
1款 国民健康保険税	1,218,480	1,175,017
2款 使用料及び手数料	1,200	965
3款 国庫支出金	2,275,373	2,145,672
4款 療養給付費交付金	490,759	425,967
5款 前期高齢者交付金	2,311,194	2,310,334
6款 県支出金	464,526	415,947
7款 共同事業交付金	1,134,669	1,169,988
8款 財産収入	1	0
9款 繰入金	586,376	567,576
10款 繰越金	66,893	66,893
11款 諸収入	192,363	16,574
合 計	8,741,834	8,294,933

【歳出】

(単位：千円)

区分	予算額	決算見込額
1款 総務費	96,197	85,159
2款 保険給付費	6,069,234	5,960,131
3款 後期高齢者支援金等	802,160	802,160
4款 前期高齢者納付金等	625	625
5款 老人保健拠出金	35	34
6款 介護納付金	349,784	349,406
7款 共同事業拠出金	1,065,511	1,066,725
8款 保健事業費	81,135	46,113
9款 基金積立金	1	0
10款 公債費	1,000	3
11款 諸支出金	176,152	175,764
12款 予備費	100,000	0
合 計	8,741,834	8,486,120

【歳 入】 8,294,933 千円

【歳 出】 8,486,120 千円

【不足額=繰上充用額】 △ 191,187 千円